議提第11号

「議案第88号」公の施設の指定管理者の指定についてに対する 附帯決議

会議規則第14条の規定により、「議案第88号」公の施設の指定管理者の指定についてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

平成28年12月14日 提出

北本市議会議長 三 宮 幸 雄 様

「議案第88号」公の施設の指定管理者の指定についてに対する附帯決議

学童保育室の指定管理者の指定については、特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっこクラブに継続して指定することが決まった。

一期目の現在の指定期間の中では、予測より入所者が大幅に増加したが事故 もなく、指導員の研修や資格要件の充実をはかり、当初の提案になかった保育 時間の拡大をはかるなど、質の高い保育を目指し、運営努力してきたことを察 することができた。

よって、今後も児童福祉法6条の3の2に定められている、放課後に適切な 遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る北本市の放課後児童健全育成 事業として、良質な保育を維持していけるよう、入室児童数予測が実際と大き く異なった場合は協議を行うこと、また減免者数2割程度としているが、それ と大きく異なった場合は協議を行うこと、加えて提案している事業以外の事業 を、市の要請で行う場合は指定管理料を見直すことについて、市として責任も って行うことを求める。

以上、決議する。

平成28年12月14日

北本市議会